

平成27年10月26日

## 研修報告書

松戸市議会議員  
大塚 健児

研修:教育改革は家庭教育支援から切り込め!

主催:家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事

日時:平成27年10月26日(月) 10時~12時

場所:アットビジネスセンター東京駅八重洲通り

次第:1. 家庭教育の法的解釈

2. 家庭教育支援で自治体が誤りやすいポイントとは

3. データから紐解く公的支援と民間支援の現状

【研修報告】



### 1. 家庭教育の法的解釈

～家庭教育の定義～

教育基本法第10条(家庭教育)

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

具体的には…

親が子どもに家庭内で言葉や生活習慣、コミュニケーション等、生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につける援助をすることです。

★ここで様々なデータ★

①家庭の教育力が低下しているという指摘

全くその通り…15.9%

大体そう思う…37.7%

半数以上の保護者が家庭の教育力が低下していると感じている。

②家庭で躰ができていない

特にそう感じている…20.4%

ややそう感じている…62.3%

多くの保護者が十分躰をしない保護者が増えていると感じている。

③子育てについての悩みや不安

非常に悩みや不安がある…8.0%

多少悩みや不安がある…57.2%

全体の2/3の保護者が悩みや不安を抱えている

④家庭の教育力が低下していると思う理由

親の過保護や過干渉…55.1%

母親が子どもへ関わる時間の減少…42.5%

以上から保護者の約半数以上が家庭教育に関しての問題意識や悩み、不安を抱えているのがわかります。

「国立教育政策研究所 統括研究官」の笹井宏益先生の分析では..

保護者自らが家庭教育の不十分さを認めた結果がある一方で、コミュニケーションについては、「充実している」と肯定的に回答した人が84.9%を占めています。

これらの傾向は、家庭でのコミュニケーションについて、頻度等の量的なものではなく、「内容や形態(あり方)」等の質的なものに問題があることが示唆されています。

平成18年の教育基本法改正(小泉政権から第一次安倍政権へ変わった時)

教育基本法第10条(家庭教育)

1. 略(前述と同じ)
2. 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

つまり、**保護者が**子どもの教育について**第一義的責任**を有すること、及び、**国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべき**ことを規定しています。

※改正教育基本法第10条新設にあたり、「児童の権利に関する条約」の内容を踏襲しています。

また、改正教育基本法第17条には、**教育振興基本計画策定**が位置付けられています。

平成25年6月14日付で、第二期の教育振興基本計画を閣議決定。

平成27年4月現在

47都道府県のうち46都道府県

20政令指定都市のうち20政令指定都市

43中核市のうち39中核市

※**松戸市は未策定**

それを受けて熊本県では『くまもと家庭教育支援条例』（平成25年4月1日より施行）

～展開～

平成17年 くまもと家庭教育10箇条

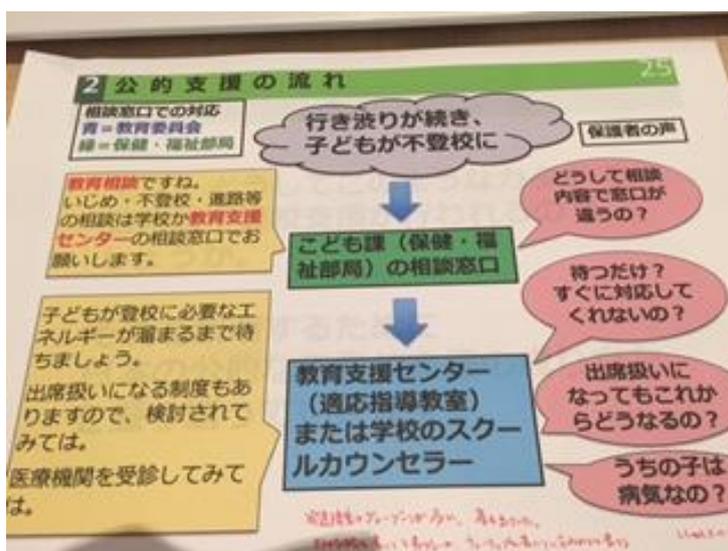
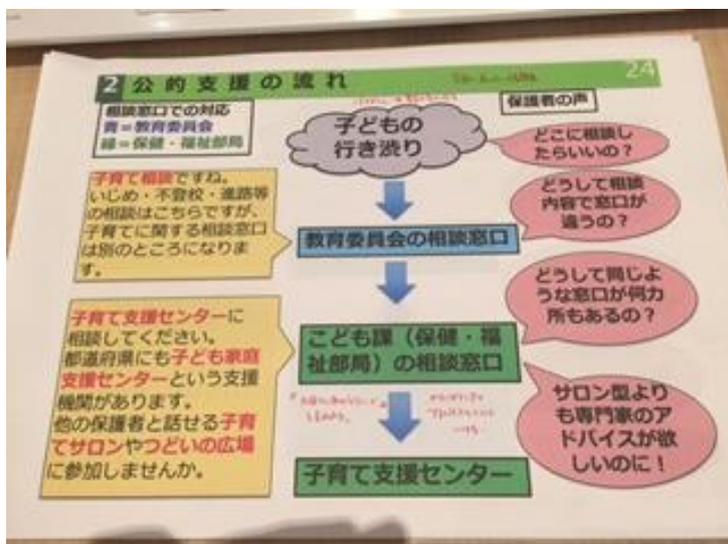
平成21年～ くまもと「親の学び」プログラム

平成25年4月 くまもと家庭教育支援条例

現在 ビジョンに基づいた具体的な家庭教育支援事業の展開

## 2.家庭教育支援で自治体が誤りやすいポイントとは

～公的支援の流れ～



少し見えにくいと思いますが、保護者の声と行政の相談窓口での対応がかみ合っていない。

★どうしてこのようなカタチで公的な不登校支援が行われるようになったのか？

平成4年3月 学校不適応対策調査研究協力者会議報告

平成4年9月 「登校拒否問題への対応について」(初等中等教育局長通知)

その後適応指導教室を中心とした公的な不登校支援が全国に広がります。また、当時主流となっていた来談者中心療法のカウンセリングが主な支援となっていきます。

(子どもが学校に行く気力が溜まるまで「待ちましょう」という支援のカタチの形成です)

平成10年6月 中央教育審議会「幼児期からの心の教育の在り方について」答申

平成13年度～ スクールカウンセラー活用事業補助

平成15年3月 不登校問題に関する調査研究協力者会議報告(初等中等教育局長通知)

平成15年5月 「今後の不登校への対応の在り方について」(初等中等教育局長通知)

※現在の取組のベース

～問題点～

親は解決したい。

しかし公的機関は焦らないで…。

抽象論ばかり。心のばんそうこうを張るとか心のガソリンを…とか。

でもいつまで待たればいいのですか？は親の気持ち。

つまり、早期発見、早期対応が大事。

これによって変わったこと。

① 学校側が柔軟な個別対応をとれるようになりました。

② 進学に必要な出欠に関する柔軟な対応が可能になりました。

・民間施設についてのガイドライン

・不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業

・ICT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業

家庭学習(ホームスクーリング)やフリースクールでの学習活動が法的に義務教育課程での学びとして認められるようになる。→戦後の義務教育の大きな転換点

③ 適応指導教室を教育支援センターにすることで機能が拡充されました。

④ 他部局や民間機関との連携ネットワークの整備が進みました。

保護者のニーズはどっち？

悩みを聞いてもらうという「相談」それとも学齢期中になんとか学校に復学させたいという「解決」か。

### 3. データから紐解く公的支援と民間支援の現状



#### 4 不登校支援の学校外機関等の相談・指導実績 38

< 文部科学省 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より >

	小学校 人数	中学校 人数(A)	合計 人数(B)	「指導要録上出席扱い」指導 受けた人数(C)	パーセント (C/B)
①教育支援センター(通称指導教室)	2,649	11,661	14,310	11,800	82.5%
②教育センター等	2,917	4,716	7,633	3,091	40.5%
③児童相談所等	1,835	3,827	5,662	1,168	20.6%
④保健所等・精神保健福祉センター	210	377	587	59	10.1%
⑤病院・診療所等	2,898	7,286	10,184	831	8.2%
⑥民間団体・民間施設	650	1,397	2,047	873	42.6%
⑦上記以外の機関等	530	1,253	1,783	317	17.8%
①～⑦の合計実人数(重複相談は除く)	9,332	27,067	36,399	16,864	46.3%
学校外機関で相談・指導を受けなかった児童生徒	14,843	68,375	83,218		

あくまでも不登校支援の中心は教育支援センター(通称指導教室)であり、多くの生徒が「指導要録上出席扱い」となっています。

#### 5 不登校支援の学校内での相談・指導実績 39

< 文部科学省 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より >

	小学校 人数	中学校 人数	合計 人数	パーセント
①～⑦の合計実人数(重複相談は除く)	9,332	27,067	36,399	50.4%
学校外機関(①～⑦)で相談・指導を受けなかった児童生徒	14,843	68,375	83,218	69.6%
⑧教員等による専門的な指導	5,690	18,719	24,409	20.4%
⑨スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた	9,837	36,194	46,031	38.5%
⑧～⑨の合計実人数(重複相談は除く)	12,720	46,204	58,924	49.3%
学校内(⑧～⑨)で相談・指導を受けなかった児童生徒	11,455	49,238	60,693	50.7%
上記①～⑦で相談・指導を受けなかった児童生徒	5,732	28,860	34,592	28.9%

学校内・学校外のどちらにも相談や指導を受けていない生徒が約30%も存在しています。

～上記の資料から読むと……

- 現状の不登校支援はスクールカウンセラーと教育支援センター（適応指導教室）が中心と言えます。
- 学校内での別室登校や教育支援センター（適応指導教室）で「指導要録上の出席扱い」とされている生徒がかなり存在します。
- どこにも相談・指導を受けていない生徒が約30%も存在しています。

※平成26年度 文部科学省 不登校に関する実態調査報告書より

3 不登校生徒の進路先に関して (n=1,595)

< 平成26年度 文部科学省 不登校に関する実態調査報告書より >  
平成24年度に文部科学省が行った不登校生徒（平成18年度時点で不登校状態）に対する進路調査をまとめたデータを分析すると

進路	人数	パーセント
就職せず高等学校等に進学した	1,298	81.3%
高等学校等に進学せず就職した	96	6.0%
就職して働きながら、高等学校等に進学した	67	4.2%
高等学校等に進学もせず、就職もしなかった	134	8.4%

このうち「高専、短大、大学」に進学している者が365人（回答者全体の23.4%）

学校基本調査によれば、平成22年度の「大学・短大・高専」への全体の進学率は57.7%であり、また平成22年度の国勢調査では、20歳人口のうち、「大学・短大・高専」に在学している者は58.8%と報告されています。これらの全国平均と比べると、今回調査における回答者の「高専、短大、大学」へ進学率は低いと言えます。

3 進路先の卒業の有無 (平成24年度時点 n=1,298)

< 平成26年度 文部科学省 不登校に関する実態調査報告書より >  
平成24年度に文部科学省が行った不登校生徒（平成18年度時点で不登校状態）に対する進路調査をまとめたデータを分析すると

	人数	パーセント
卒業・修了	867	66.8%
中退して転学	179	13.8%
中退して就職	54	4.1%
中退して何もしていない	143	11.0%
在学中	55	4.2%

約30%が中退を経験しています。  
日本の平均の高校中退率が1.5%といわれています。  
(平成24年度時点)

3 就職状況 (平成24年度時点 n=1,560)

< 平成26年度 文部科学省 不登校に関する実態調査報告書より >  
平成24年度に文部科学省が行った不登校生徒（平成18年度時点で不登校状態）に対する進路調査をまとめたデータを分析すると

	人数	パーセント
正社員	149	9.6%
家族手伝い、自営業	55	3.5%
パート、アルバイト	517	33.1%
その他	136	8.7%
就業せず	703	45.1%

就職状況については、非正規就業（「パート、アルバイトとして会社などに勤めている」）の比率が高く、有効回答数のうち33.1%（正社員は9.6%）です。

なお、平成22年度国勢調査によれば、対象となる年齢は異なるが、20～24歳の年齢層全体における「パート・アルバイト・その他」就業者の比率は24.0%（正規職員の比率は39.2%）となっています。

3 就労・進学に関する複合した状況 (平成24年度時点)

< 平成26年度 文部科学省 不登校に関する実態調査報告書より >  
平成24年度に文部科学省が行った不登校生徒（平成18年度時点で不登校状態）に対する進路調査をまとめたデータを分析すると

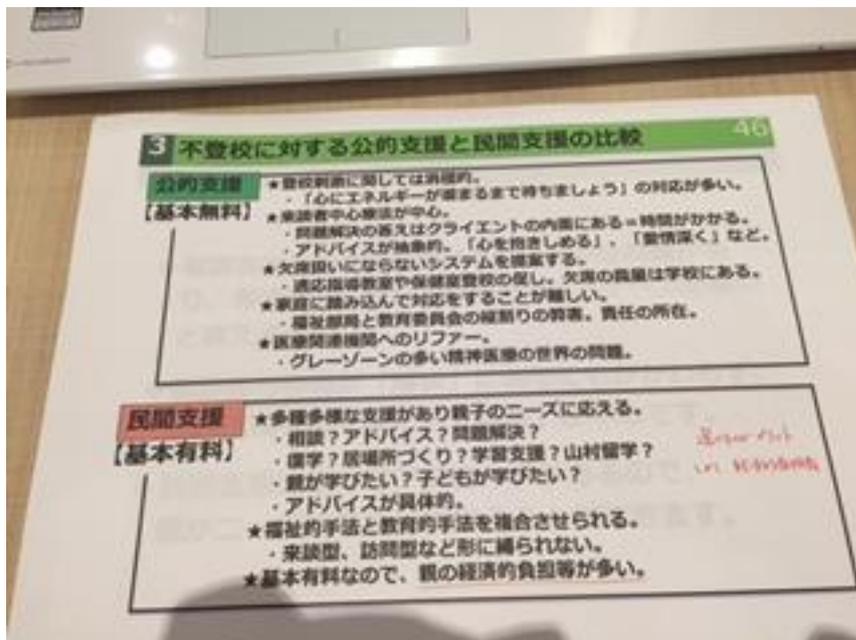
	人数	パーセント
就業者	526	34.5%
就業かつ就学者	298	19.6%
就学者	424	27.8%
就業も就学もせず	276	18.1%

調査を行った不登校生徒の18.1%（全体総数に対して）が20歳前後の時点で、進学も就労もしていない「ニート・ひきこもり」状態にあります。

平成17年不登校実態調査と比較

- 過半数の生徒が希望通りの進路ではないと答え、その大半が不登校の影響があったと回答
- 前回調査からは改善するも、18.1%が20歳の時点で就職も進学もしていない「ニート・ひきこもり」状態にあると答えている。
- 不登校を経験した生徒の37.8%が「学校に行けばよかった」と回答しており、「行かなくてよかった」の11.4%を大きく上回っています。

## ★公的支援と民間支援の比較



保護者の希望が「解決」にあるにも関わらず、公的な支援はあくまでも「相談」が中心です。そこで、民間支援は様々なアプローチがあるので、親に合わせて選ぶことができます。

(私の感想)

保護者は「相談」ではなく「解決」をのぞんでいることがデータからわかりました。しかし、公的機関が行っていることは、過去の流れから見ても「相談」型に留まり、保護者のニーズとの距離があります。これは、公的機関の教育部と福祉部の縦割りの弊害にはじまり、民間の様々な「解決」支援への策が不足しているように思います。

しかし、あくまで公的機関であるため、現状で何が効果的なのかをもっと研究していきたいと思いました。

以上